

地方分権改革に関する提案募集について

平成28年10月8日
本 部 事 務 局

関西広域連合から提案を行った 19 項目のうち、「内閣府と関係府省との間で調整を行う提案」として区分された 7 項目について、所管府省の第 2 次回答（所管府省の第 1 次回答に対する提案団体の意見を踏まえたもの）が示されました。

1 所管府省の第 2 次回答の結果

・ 第 1 次回答からの変更

現行制度で対応可能 → **提案を踏まえ対応等** 1 項目

回答結果	項目数	提案項目
提案を踏まえ 対応等	2	①広域連合が地方創生推進交付金を申請した場合の取扱いの見直し ②動物取扱責任者研修の見直し(研修回数等の義務付けの廃止等)
現行制度で 対応可能	2	③地域主体の復興を実現する制度的枠組みの創設 ④関西広域連合への復興方針策定権限の付与
対応不可等	3	⑤広域連合の規約変更における大臣許可手続きの撤廃 ⑥国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大 ⑦広域連合への災害救助法の特別基準決定権限の付与
計	7	

2 所管府省の回答及び関西広域連合意見

① 広域連合が地方創生推進交付金を申請した場合の取扱いの見直し

第1次 回 答	関西広域連合については、2 事業まで申請することができるとしており、その際、広域連合の申請事業数については、構成する各々の地方公共団体の申請事業数の「目安」の内数としてカウントはしない取扱いをしている。
連 合 意 見	平成28年6月20日付け地方創生推進交付金に関する Q & A の改正により承知しており、これまで関西広域連合が要望させていただいた内容に対して御配慮いただけたと考えている。
第2次 回 答	—

② 動物取扱責任者研修の見直し(研修回数等の義務付けの廃止等)

第1次 回 答	研修内容については、現行制度において、一律に義務づけている項目はあるものの時間配分等を工夫すれば、自治体がそれぞれの地域の実情を踏まえた研修内容にアレンジすることは可能となっている。
連 合 意 見	規則で研修内容を規定していることが地方分権の観点から問題があり、また、動物取扱責任者は、同じ要件に基づき選任される他資格者と比べ、毎年の研修が義務付けられるなど特に厳しく、地方自治体の負担も大きい。総務省の「規制の簡素合理化に関する調査結果に基づく勧告」や環境省の「動物の愛護管理のあり方検討小委員会」の指摘事項を踏まえ、研修の回数等の義務付けについて見直すべき。

第2次 回 答	来年度に自治体における動物取扱業者への監視指導の実態把握を実施し、動物取扱責任者研修や自治体における監視指導のあり方を検討する。また、都道府県等の意向調査を実施し、来年度研修資料を作成する方向で調整する。
------------	--

③ 地域主体の復興を実現する制度的枠組みの創設

第1次 回 答	現行制度において、復興基本方針を作成する際には、関係地方公共団体の長や有識者を構成員とする復興対策委員会の意見を聴くことが義務付けられており、広域連合を含む被災地方公共団体の意向を反映させることのできる仕組みとなっている。
連 合 意 見	被災地・被災自治体の意向を反映させる仕組みとなっているということであれば、復興対策委員会の構成員として、「関係地方公共団体」に「被災自治体」が含まれることが明確に理解できるよう、法令上明言すべき。
第2次 回 答	「関係地方公共団体」は当然に被災自治体を念頭に置いたものであり、被災自治体が復興対策委員会の構成員となることは自明であるが、趣旨が明確になるよう改めて周知を図る。

④ 関西広域連合への復興方針策定権限の付与

第1次 回 答	国・都道府県・市町村それぞれの役割分担を規定した現行法の体系により、広域連合の区域内にある被災都道府県が策定する都道府県復興方針に、広域連合を構成する各県の意見を反映させることは可能である。
連 合 意 見	関西全体を見据えた復興の姿を迅速に示し、実現するためにも、広域調整機能を有し府県域を越えた広域課題に取り組む関西広域連合が、関西全体の復興方針を策定することに十分意味がある。
第2次 回 答	広域連合の区域に係る復興基本方針の策定に際しては、必要に応じ当該広域連合との適切な意見調整が図られるよう、法律の趣旨について改めて周知を図る。

⑤ 広域連合の規約変更における大臣許可手続きの撤廃

第1次 回 答	広域連合が規約の変更を行う場合、届出制では総務大臣が規約の内容の適法性・妥当性を判断できないこと、関係行政機関の長の協議を担保することができないこと、等から適切でないため、総務大臣による許可が必要
連 合 意 見	①広域連合の全構成団体の議決証明を提出することにより、適法な手続きに基づく申請の確認は可能であること ②総務省との事前協議で法令に基づく国の関係行政機関の長の権限に属さないことが示された場合には、再度地方自治法第291条の3第2項の規定に基づく国の関係行政機関の長との協議を行う必要はないこと ③②の協議により、当該事務が自治事務に属するとなれば、地方自治法245条の3第5項により、国の行政機関の許可、認可又は承認以外の方法によってその処理の適正を確保することが困難であると認められる場合を除き、許可等の国の関与ができないと解されること 以上の3点から、国の関係行政機関の長の権限に属さないことが明らかな自治事務については総務大臣の許可及び総務大臣と国の関係行政機関の長との協議は不要であり、届出で足りると考える。
第2次 回 答	規約変更にかかる総務大臣の許可は、規約の内容の適法性だけではなくその妥当性も判断しており、当該許可の際に確認が必要となる事項は関係地方公共団体の議会の議決のみではない。また、関係行政機関の長への協議を経ずに、総務大臣が関係行政機関の長の権限に属さないことを判断することはできない。

⑥ 国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大

第1次 回 答	平成26年度に同様の提案があり最終的には閣議決定に至らなかった。その後の事情変更も認められないことから、本提案については、既に検討済みであると認識している。
連 合 意 見	国に移譲を要請する際には「条例による事務処理特例の制度」と同様に、国と広域連合の協議の場の設置を求める提案への回答を求める。
第2次 回 答	要請の場合に、広域連合との協議が国に対して法律上義務付けられてはいないが、要請を受けた国において委任の可否について十分検討することが期待されているものであり、国への要請を阻害するものではない。

⑦ 広域連合への災害救助法の特別基準決定権限の付与

第1次 回 答	災害救助法に基づく救助は、国の責任において都道府県知事が法定受託事務として実施。提案内容は法律の趣旨に反するため、対応することはできない。
連 合 意 見	被災地のニーズが迅速に救助内容に反映され、また、広域的な災害における地域バランスを考慮した一定の救助内容が確保されるよう、制度設計を見直すべき。
第2次 回 答	法律の趣旨に反するため、対応することはできない。広域連合が事務的な窓口として、救助内容の調整や都道府県の特別基準を取りまとめて一括して国との協議を代行するなどにより、事務作業の簡素化が図られる。

3 今後のスケジュール

10月上旬～11月中旬 事務折衝、政府折衝
12月中下旬 閣議で対応方針決定

関西広域連合からの提案（19項目）の整理区分

区 分	提案項目
内閣府と関係府省との間で調整を行う提案【7項目】	<ul style="list-style-type: none"> ①広域連合が地方創生推進交付金を申請した場合の取扱いの見直し ②動物取扱責任者研修の見直し(研修回数等の義務付けの廃止等) ③地域主体の復興を実現する制度的枠組みの創設 ④関西広域連合への復興方針策定権限の付与 ⑤広域連合の規約変更における大臣許可手続きの撤廃 ⑥国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大 ⑦広域連合への災害救助法の特別基準決定権限の付与
関係府省における予算編成過程での検討を求める提案【1項目】	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者の拡大支援（青年就農給付金の要件緩和）
提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案【10項目】	<ul style="list-style-type: none"> ・国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲 ・近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限の移譲、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止 ・複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限の移譲 ・複数府県に跨がる重要流域内民有林の保安林の指定・解除権限の移譲 ・国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲 ・国定公園に関する公園計画の決定等権限の移譲 ・災害救助法の特別基準の設定に係る内閣総理大臣への協議・同意の廃止 ・観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限の移譲 ・一般乗合旅客自動車運送事業の許認可等権限の移譲 ・地域医療の推進（国等が保有する医療関連データの利用）
提案募集の対象外である提案【1項目】	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連合が「企業版ふるさと納税」の活用を可能とする制度改正